

## H27 本県提案 高等学校等就学支援金に係る支給期間の要件緩和について文部科学省の回答に対する本県意見

### 【文部科学省の回答（H27）に対する意見】

支給期間を、「長期療養等のやむを得ない理由による場合には 12 月以内の卒業に必要な月を加算する」などの要件を課すことで、公費の無制限の支出は防ぐことができる。また、国庫補助事業である「学び直し支援金制度」（一度高等学校等を退学し再入学した生徒が、就学支援金の支給期間を超えて在学した場合、最長 2 年間同様の支援を受けられる制度）と比較しても不均衡とは言えない。なお、定時制、全日制など支給対象者によって支給の総額が変わることはもとより予定されている。

授業料減免について、本県では、貧困、災害等を理由として減免しており、各都道府県においても同趣旨で行われているものと理解している。授業料減免と就学支援金制度とは制度の趣旨が異なることから、法規制の緩和により、統一的かつ根本的な解決が必要である。

### 参考：文部科学省の回答（H27）

留年等により高等学校等の修業年限を超えて在学している者に対して支援することは、所定の修業年限で高等学校等を卒業する者が受けられる就学支援金の総額との均衡や無制限に公費を支出し続けることがないようにする観点から適切ではない。なお、各都道府県において、高等学校等就学支援金制度改正前の平成 26 年 3 月以前の対応（多くの都道府県において、各都道府県の判断に基づき、その負担により、修業年限を超える部分について、生徒負担が生じないよう対応いただいていた。）との継続性・整合性も考慮し、修業年限を超えて在学している者に対して授業料不徴収等の取扱いを継続するよう努めていただいている。